

# お知らせ

## 農地転用等申請受付日について

(令和8年度の受付日の予定)

※ 予定ですので、都合により変更になる場合があります。

\* 受付日までに申請書等が整わない場合は申請を受付けることが出来ません。

受付日前に提出書類の確認することは可能ですので、可能な限り事前に御相談ください。

### 1 農地法第3・4・5条許可等申請

#### (1) 申請受付日

4月	6・7・8・9・10	10月	5・6・7・8・9
5月	1・7・8	11月	4・5・6・9・10
6月	4・5・8・9・10	12月	4・7・8・9・10
7月	6・7・8・9・10	1月	4・5・6・7・8
8月	4・5・6・7・10	2月	4・5・8・9・10
9月	4・7・8・9・10	3月	4・5・8・9・10

\* 受付日は、通常5日間の定期日（4～10）としておりますが、土日祝日と重なるときは、定期日前の日付となる場合があります。

\* 受付日は、5日間程度で設定しております。

(※5月は異なります。)

\* 「買受適格者証明」も上記日程です。

#### (2) 許可等予定日

①県許可 申請書提出月の翌月21日前後（県から受領後2日以内）

②市許可 申請書提出月の総会開催日以降（総会后2日以内）

\* 追加の書類提出、事情聴取又は指導等の必要性が生じた際には、許可書等の交付が遅れる場合があります。

### 2 農地法第4・5条届出〈市街化区域〉

#### (1) 届出受付日及び受理書交付予定日

開庁日は随時受付をしています。

受付後、おおむね2週間で受理書交付となります。

\* 追加の書類提出、事情聴取又は指導等の必要性が生じた際には、受理書等の交付が遅れる場合があります。

\* 土・日曜日以外の休業日（祝日等）が含まれる場合は、休みの日数分、受理書等の交付が遅くなりますので御注意ください。

白岡市農業委員会

電話 92-1111 内線 247・248